

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No. 2471

特集Ⅰ

「安全0番」思考で先取り型の活動

「車体のキズ」から潜在危険発見

東亜工業

特集Ⅱ

化学物質管理強調月間レポート

有害作業洗い出しリスク低減

全国の労働局・労基署が周知啓発図る

ニュース

職場の熱中症 過去10年で最多に

厚労省 死亡者数高止まり

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



4月
1日号

2025

■ 災害のあらまし ■

介護福祉士のXは、訪問介護事業・家政婦紹介あっせん事業などを営むY社に家政婦兼訪問介護ヘルパーとして登録され、家事業務や介護業務に従事していた。Y社のサービス利用者であるZ宅で家政婦兼訪問介護ヘルパーとして働いていた他の家政婦が休暇を取得している間、Xは代替要員としてZ宅に住み込み、家事業務と介護業務に従事した。

7日間の住み込み業務を終えた後、Xは某市内の入浴施設に立ち寄ったが、その日の深夜に施設内のサウナで倒れているところを店員に発見された。救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。死因は急性心筋梗塞または心停止と診断された。

■ 判断 ■

Xの遺族は管轄の労働基準監督署に対し、Xの死亡はY社の業務に起因するものとして労災保険法の遺族補償給付と葬祭料を請求した。しかし労基署は、Xは労災保険法が適用されない「家事使用人」に当たるとしてそれらを不支給とした。Xの遺族はその処分を不服とし、労災保険審査官への審査請求および労働保険審査会への再審査請求を行ったが、いずれも棄却された。

Xの遺族は不支給処分の取消しを求めて訴訟を提起。地裁での第一審は、Xの家事業務がZの息子との間で結ばれた家政婦としての雇用契約の下で行われていたことや、Y社との契約に基づく訪問介護サービスに係る業務が過重とまではいえなかったことなどを理由に遺族の請求を棄却した。しかし高裁での控訴審では、Z宅での家事業務及び介護業務が一体としてY社の業務であることと、7日間ほぼ休みなく住み込

家事住み込み業務後に心筋梗塞

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 宮城会
社会保険労務士事務所たすく

代表 中島 文之

第374回

みで働いたことが「短期間の過重業務」に当たることからXの死亡に業務起因性を認め、**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

労災保険法は業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害、死亡等に対して必要な保険給付を行うための法律だが、ここで言う「労働者」とは労働基準法上の労働者を指すため、労働基準法が適用されない家事使用人などには労災保険法も適用されない。厚生労働省作成の「家事使用人の雇用ガイドライン」によると家事使用人とは「ご家庭と直接労働契約を結び、ご家庭との雇用関係の下において、家事一般に従事する方」と定義しており、家事使用人の雇用主は家事サービスを受ける家庭であることと、家政婦（夫）紹介所は家事使用人と家庭との労働契約成立をあっせんする機関であることを示している。

本件ではXの雇用主はZの息子であり、Y社は登録家政婦であるXをZの息子に紹介して当事者間の労働契約成立をあっせんするという体裁になっていた。またXは家事業務に併せて訪問介護ヘルパーとしての介護業務にも当たっていたが、これはY社に雇用されるヘルパーとしてZ宅に派遣される形になっていた。XがZ宅で住み込みの仕事をするに当たり、紹介状や求人票兼労働条件通知書は交付されていたが、雇用契約書は交付されていなかった。また労災保険の特別加入もしていなかった。

ガイドラインでは、Xのように同一家庭で家事使用人としての業務と訪問介護ヘルパーとしての業務を組み合わせで行う場合、これらを明確に区分し別の時間帯に別のサービスとして行われる必要があるとしている。本件では、Xに交付された労働条



件通知書において、午前0時から午前5時までの休憩時間を除く19時間のうち1日3回計4時間30分が介護業務の実施時間とされた。労災保険が適用される労働時間は介護業務の実施時間のみであり、家事使用人としての労働時間には労災保険が適用されないから、Xの死亡には業務起因性がなく保険給付は支給されないというのが地裁判決までの判断であった。

ところが高裁での控訴審判決では、これらの判断が覆された。XがZ宅での住み込みの仕事をするに当たりZやその息子、そしてY社との間で雇用契約書が交わされていないこと、家政婦としての賃金と訪問介護ヘルパーとしての賃金が区別されておらずそれらが一体となって1日当たりの賃金がY社から支払われていたこと、書面上は区別されていたものの実際は家事業務と介護業務を区別するのは困難であったことなどから、Z宅での住み込みの仕事は一体としてY社の業務に当たると判断された。そのためXは家事使用人に当たらず、Xの死亡は短期間の過重業務によるものだから、労災保険の給付を不支給とした労基署の処分は取り消されることとなった。

www.srup21.or.jp